

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理を確保し、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができるとされている分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づくものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(他の法令との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。次条において同じ。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務等)

第4条 市長及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)は、法令又は条例若しくは規則の定めに従い、市の債権を適正に管理しなければならない。

2 市長は、市の債権の適正な管理を確保するための基本方針を策定するものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、規則で定める事項を記載した、市の債権を適正に管理するための台帳(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))によるものを含む。)を整備するものとする。

(徴収猶予)

第6条 市長等は、強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合において、その該当する事実に基づき、債務者が当該強制徴収債権に係る市の徴収金を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

- (1) 債務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- (2) 債務者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- (3) 債務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 債務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- (5) 前各号のいずれかに該当する事実と類する事実があったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、強制徴収債権の徴収猶予については、地方税の例による。

(債権放棄)

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金(以下この条において「当該債権等」という。))の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権等につきその責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、相続人が存在しない場合又は相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用及び当該債権等に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の2の規定による強制執行等又は同令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとってもなお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済される見込みがないと認められるとき。
- (4) 当該債権等について地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から3年を経過した後においてもなお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (5) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているとき、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難であると認められた場合において、弁済される見込みがないと認められるとき。
- (6) 当該債権等(消滅時効について時効の援用を要するものに限る。)について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。))。

- 2 市長は、前項の規定により市長等が当該債権等を放棄したときは、その放棄した日の属する年度の翌年度に、放棄した当該債権等の種類及び金額その他規則で定める事項を議会に報告しなければならない。
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(令5条例2・旧第9条繰上)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(北九州市国民健康保険条例の一部改正)
- 2 北九州市国民健康保険条例(昭和42年北九州市条例第53号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)
- 3 北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和50年北九州市条例第49号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(北九州市介護保険条例の一部改正)
- 4 北九州市介護保険条例(平成12年北九州市条例第16号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
付 則(令和5年3月30日条例第2号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。